

2022年9月2日

キャピタル損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の保険金請求手続きについて

新型コロナウイルス感染症に罹患されました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、医師の指示のもと自宅療養された場合でも入院と同等に取り扱い、保険金請求を承っております。今般の感染拡大に鑑み、保険金請求に関するお手続きを下記のとおりとさせていただきます。

<保険金請求の対象になる場合>

①入院特約にご加入のお客様

7日を超える入院・自宅療養等が必要な場合、保険金請求の対象となります。

②入院特約の付帯がないお客様

ご契約上、支払対象外期間を設けております。この期間を超える入院・自宅療養等が必要な場合、保険金請求の対象となります。

<保険金請求に必要な書類> (下記のいずれか)

- ・ My HER-SYS の画像 (療養証明)
- ・ 医療機関または保健所等発行の書類 (診断書、就業制限通知書、就業制限解除通知書、療養証明書、など) ※

※原則、新型コロナウイルスに感染し「医師の指示のもと自宅やホテルで療養している事実」が確認できる書類が必要ですが、**医療機関・保健所の負担軽減に配慮した対応を行いますので、詳しくは下記までお問い合わせください。**

<お問い合わせ先>

■ホームページ

<https://inquiry.mitsubishi-hc-capital.com/contact/publish/inquiry?g=06&c=035>

■お電話 (キャピタル損害保険 保険金サービス部)

0120-777-970 ※音声ガイダンスに従い2⇒1と選択してください

以上